また、我が国では、様々な種類の食材が多様な形で加工・提供されるようになってきており、健全な食生活を自ら実践していくためには、食に関する知識や食品の選び方等も含めた判断力を国民一人一人が備える必要性が従来以上に高まっている。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、さらには生活環境によっても異なる部分があることに配慮しつつ、国民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して施策を講ずる。

⑵　食に関する感謝の念と理解

世界の食料事情は、2024年には6.38億人から7.2億人が飢餓状態に直面したと推測されており、楽観視できない状況にある。このような世界の厳しい状況を理解し、食事ができることに感謝の念を持ちつつ、国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されているという食料資源の浪費や環境への負荷の増加にも目を向ける必要がある。

これらを踏まえ、「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組むことは、食育の観点からも極めて大切である。

また、日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであることや、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環においては、農林漁業者をはじめとする食に関わる多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるよう、動植物の命を尊ぶ機会となるような様々な体験活動や適切な情報発信等を通じて、自然に感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講ずる。

⑶　食育推進運動の展開

食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育を実践できるよう取り組む必要がある。

このため、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し多様な主体の参加と協力を得ながら、産学官による連携や、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策とも連携等を図るとともに、デジタル技術を活用しつつ、効果的に国民運動を推進することを目指した施策を講ずる。

⑷　子供の食育における保護者、教育関係者等の役割

我が国の未来を担う子供への食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、子供の成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子供が楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう教育基本法等に基づく関連施策と相まって施策を講ずる。

子供への食育を推進する際には、食の安全について理解を深め、望ましい食習慣を確立していく中で、食に関する感謝の念と理解、食品の安全性及び健康な食生活に必要な栄養に関する知識、社会人として身に付けるべき食事の際の作法等、食に関する基礎の習得について配意する。

また、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子供の存在にも配慮し、多様な関係機関・団体が連携・協働した施策を講ずる。

⑸　食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食は観念的なものではなく、日々の調理や食事等とも深く結び付いている極めて体験的なものである。

このため、食との関係が消費のみにとどまることが多い国民が意欲的に食育の推進のための活動へ参加し、食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努めるなどの健全な食生活の実践に結び付けることができる能力を育むよう、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を理解する機会や、食に関する体験活動に参加する機会を提供するなどの施策を講ずる。

その際は、体験活動を推進する農林漁業者、食品関連事業者、教育関係者等多様な主体により、家庭、学校、保育所、職場、医療・保健機関、福祉施設等の地域のあらゆる場所において、年齢等にかかわらずできるだけ多くの国民が体験活動への参加や、食育推進活動の実践ができるよう、関係機関・団体等との連携・協働した施策を講ずる。

⑹　我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献

食をめぐる問題は、伝統的な食文化や食生活に見られるように、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育んでいくことが重要である。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環が環境へ与える影響に配慮する必要がある。

このため、我が国の伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講ずる。

その際、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は多くの人々の様々な活動に支えられていることから、我が国の食料需給の状況及び食料の合理的な価格形成等について、十分理解するとともに、都市と農山漁村の共生と交流や生産者と消費者との交流を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築していくことが必要であり、食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）も踏まえ、農山漁村の活性化と食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に資するよう施策を講ずる。

⑺　食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性の確保は、国民の健康と健全な食生活の実現に当たって基本的な問題であり、国民の関心は非常に高い。

また、食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、食品を消費する立場にある国民においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努めるとともに、自分の食生活について、自ら適切に判断し、選択していくことが必要である。

このため、国際的な連携を図りつつ、国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報を多様な手段で、国民が理解し、十分に活用できるよう提供するとともに、教育の機会を充実させるなど、行政や関係団体、国民等との間の情報・意見交換が積極的に行われるよう施策を講ずる。

第２　食育の推進の目標に関する事項

１．目標の考え方

食育基本法に基づく食育の取組を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携・協働して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。

このため、食育推進基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

第５次食育推進基本計画においては、国民にとってのわかりやすさや重点事項に対応した食育の推進、第４次食育推進基本計画からの継続性の観点から、取組主体別に、①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）、②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）を分類して設定する。目標値は、第４次食育推進基本計画の目標値や現状値、推移の傾向等を考慮して設定し、関連する他の計画等で目標設定されている指標については、当該計画との整合性を図るため、同様に、目標値や目標年度を設定する。

また、少なくとも年１回、目標の達成状況の調査・公表、背景・要因等の分析、評価等により、必要に応じた施策の見直しと改善を図るなど、ＰＤＣＡサイクルに基づく取組を適切に実施する。